

栃木県社会福祉士会会報



〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 発行 社団法人栃木県社会福祉士会
TEL 028-600-1725 発行責任者 大友 崇義
FAX 028-600-1730 編集責任者 長 秀紀
ホームページアドレス <http://www.tochigi-csw.org/>

39号

発行日 平成25年1月20日

羅針盤



医療と地域生活のかけ橋 ～医療ソーシャルワーカーの役割～

栃木県医療社会事業協会会長
国際医療福祉大学准教授

小 嶋 章 吾



羅針盤	1～2
トピック ～私の実践の現状と課題～	3
会長の視点	4
福祉士おもしろいタケリレー	4
授産製品・店舗紹介	5
情報の広場 ピアルクラブ SANO	5
共同事務所6団体通信	6～7
福祉士会通信	7～8
編集後記	8

はじめに

救急救命医療から長期療養あるいは緩和医療に至るまで、医療機関の機能分化が図られている中で、患者にとって、入院医療と在宅医療との間で必ずしも円滑な移動ができていないというのがわが国の現状です。このような状況のもとで、保健医療分野にソーシャルワーカーが配置されている意義は大きいと言えるでしょう。しかしながら、医療機関においては、無料低額診療事業の実施機関を除いて医療ソーシャルワーカーの配置基準はなく、医療ソーシャルワーカーの配置は医療機関の経営者の恣意に委ねられているのが現状です。そのような中であっても、以下に見るように、医療ソーシャルワーカーには、医療と地域生活とのかけ橋としての役割（連携役割）が期待されています。

1. 医療ソーシャルワーカー業務指針にみる連携役割（＊1）

保健医療分野のソーシャルワーカーは、精神保健福祉領域では精神保健福祉士が制度化され業務が展開されていますが、「医療ソーシャルワーカー全体の業務の内容について規定したものではない」（医療ソーシャルワーカー業務指針、以下業務指針と略す）ために、業務指針（1989年制定、2002年改訂）が提示されています。

業務指針には、医療ソーシャルワーカーの業務として、心理的・社会的問題への援助をはじめ、退院援助、社会復帰援助、受診・受療援助、経済的問題への援助とともに、地域活動という6つの柱が掲げられています。ここでいう地域活動とは、「患者のニーズに合致したサービスが地域において提供されるよう、関係機関、関係職種等と連携し、地域の保健医療福祉システムづくり」（業務指針）を行うこととされており、まさに連携役割そのものとなっています。

2. 在宅医療におけるソーシャルワーク援助効果研究にみる連携役割（＊2）

2005年から2006年にかけて筆者も加わって実施した研究によれば、退院援助及び在宅療養継続援助の101の事例分析の結果、①患者が安心し



て療養生活を送れるようになった、②患者への適切な医療が継続・確保された、③医療費の自己負担が軽減した、④家族が安心して患者と関われるようになった、⑤家族が疲弊状態から解放された、⑥患者・家族が社会参加できるようになった、といった援助効果が確認できています。この結果は、患者・家族への援助効果に限定したのですが、その他の効果として、社会資源の活用・拡充・開発への効果や医療費の軽減への効果も確認できており、医療ソーシャルワーカーの連携役割に留まらず、福祉社会づくりや病院経営への貢献も示唆されます。

3. 診療報酬制度にみる連携役割

かつて老人診療報酬点数表において医療ソーシャルワーカーによる退院時指導料が算定できるようになっていました(1983年)。2006年の診療報酬改定において、診療報酬上社会福祉士が位置づけられたことを皮切りに、その後、診療報酬制度上の社会福祉士の位置づけが拡大してきました。特に、2012年の診療報酬改定においては、社会福祉士等が介護支援専門員と共同して算定できる介護支援連携指導料が設けられましたが、これは社会福祉士に対する医療機関と地域社会との連携役割への期待の証左とも言えます。

4. チーム医療実証事業にみる連携役割(*3)

保健医療分野では近年、医療の質や安全性の向上、さらには医療の高度化や複雑化に伴う業務の増大に対応し、多種多様な専門職が各々の高度な専門性を前提とし、目的と情報の共有と業務の分担のために、連携しながら医療サービスを提供するというチーム医療が実践されています。厚生労働省が2011年にとりまとめた「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」には、随所に医療機関に配置された社会福祉士の連携役割が紹介されています。以下、その一部をとりあげてみます。

事例1 救命救急センターでは、「社会福祉士が病棟配置されていることにより(中略)、様々な不安の軽減、生活につなげる支援、援助困難事例の退院援助が行われ」ている(3頁)。

事例2 医療療養病床では、「入院前から社会福祉士による入院相談を行うと共に、入院後の相談支援、自宅訪問や在宅サービス利用の支援を行うことにより、地域移行の支援を行っている。」(5頁)

事例3 在宅療養支援診療所では、「社会福祉士が患者・家族や地域のあらゆる関係者からの情報収集を行い、患者の病状および患者・家族の希望に合った適切なケア・リハビリテーションの提供につなげている。」(7頁)

このように、社会福祉士が保健医療分野のソーシャルワーカー、すなわち医療ソーシャルワーカーとして、入院医療と在宅医療との連携にとって不可欠の専門職であるとの認識が定着しつつあると言えるでしょう。

おわりに

医療ソーシャルワーカーは、保健医療分野のソーシャルワーカーの意味であって、社会福祉士だけに限定されるものではありません。冒頭に触れたように医療ソーシャルワーカーの必置制が確立していないながらも、医療ソーシャルワーカーとして社会福祉士資格が必須とされるようになってきています。医療ソーシャルワーカーはまた、医療機関に限定されるものでもなく、保健所、在宅介護支援センター、老人保健施設等、広く行きわたっています。このように保健医療分野の随所に医療ソーシャルワーカーが配置され、業務と専門性を定着させていくことによって、患者・家族が入院医療であれ在宅医療であれ、療養生活を安心して送ることができるようになるものと確信しています。

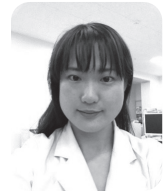
- *1 医療ソーシャルワーカー業務指針(2002)、
<http://www.jaswhs.or.jp/guide/ethics.php>
- *2 在宅医療ソーシャルワーク研究会(2006)、わが国の在宅医療における医療ソーシャルワーカー実践事例の調査研究—医療ソーシャルワーカーの国家資格化と養成カリキュラムのあり方を求めて—(財団法人在宅医療助成勇美記念財団 2005年度在宅医療助成調査研究報告書)後に、『在宅医療ソーシャルワーク』(勁草書房、2008年)として書籍化されています。
http://www.zaitakuiryo-yuumizaidan.com/data/file/data1_20080328105228.pdf
- *3 チーム医療推進方策検討ワーキンググループ(チーム医療推進会議)(2011)、チーム医療推進のための基本的な考え方と実践事例集
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7-att/2r9852000001ehgo.pdf>



医療分野で活躍する社会福祉士2名に、地域とのかけ橋としての医療ソーシャルワーカーの役割について語っていただきます。

医療ソーシャルワーカーの役割① ～私の実践の現状と課題～

済生会宇都宮病院 医療ソーシャルワーカー 小島 恵



済生会宇都宮病院では、平成19年から「連携医療体制」を立ち上げ、地域医療機関との連携医療を推進している。平成21年からは地域医療支援病院の認定を受け、病院全体で一層前方・後方連携に力を入れている。医療ソーシャルワーカー（以下MSW）は組織上、地域連携の後方連携担当者として位置づけられている。今回はこの立場から述べたい。

当院では平成22年に退院調整を専門に行う退院支援課が創設され、現在は退院調整看護師が、介護保険制度等の資源を活用しながらの退院調整をも業務として行っている。このことで今までのMSWの退院支援業務が役割分担されるようになり、MSWが介入するケース形態や種類が変化していると感じている。貧困や虐待等の社会的問題が背景にあるケースは、MSWが支援の役割を担っており、変化の方向性は、課題難易度の高いものへと向かっている感がある。

このような状況下、私が最も取り組む必要性を感じていることは、「課題を過大にしない、予防的介入」

である。産科出産のケースに顕著であるため例に挙げると、現在、普通分娩の入院日数は5～6日程度である。その「出産」という短期間の出来事が支援のスタートラインであった場合、その方が元々抱えていた課題を入院中にどこまで解決できるのか、と考えると、理想のゴールに近づくのはなかなか難しくなる。そのため、多職種（主に看護師）と連携を取り、産科外来通院の段階で、入院時の課題になりそうなことを教えてもらうようにしている。その段階では大きな課題が発生していなくても、早期の段階でクライアントと顔を繋いでおくこと、相談先を知って頂くことで、クライアント自身も自己の課題に気づき、計画的な問題解決又は予防にも繋がる。

この予防的介入については、ひいては円滑な退院調整にも繋がることと考えている。いかにして予防的介入のチャンスを得るか、今後もこの課題に取り組み、日々の業務に精進したい。

医療ソーシャルワーカーの役割② ～私の実践の現状と課題～

上都賀総合病院 医療ソーシャルワーカー 福田 雄大



私の所属する上都賀総合病院は、鹿沼市にある病床数315床（内、50床が精神科病床）の2次救急指定病院で、MSWは3名体制となっています。MSWの業務内容としては、退院支援や受診・入院援助、経済的な相談や地域連携などですが、その中でも退院支援に関わる面接や連絡調整、カンファレンス等が全体業務の7～8割を占めているのが現状です。

その退院支援について、当院では退院支援専従看護師と病棟看護師との協働で行うシステムを採用しています。具体的には、初めに、入院後早期に各病棟師長が退院支援の必要性のある患者をスクリーニングします。次に、選定された患者について、病棟師長と退院支援専従看護師、MSWでカンファレンスを行い、改めて「退院支援が必要かどうか」、必要だとしたら「受持ち看護師・退院支援専従看護師・MSWの誰が主となり退院支援を担うか」を協議します。そのカンファレンスの際にも、MSWは専門的な視点から、患者の状態や家族状況、地域の社会資源と照らして意見

を反映させるよう意識しています。

そのような当院の退院支援は、まだまだ未成熟であり課題も多くあります。私個人としては、担当件数が増えてきている中で、一人ひとりの患者・家族に十分に関われず、情報収集不足とそれに伴うアセスメント不足につながってしまっている現状。組織としては、看護師ごとの退院調整スキルにバラつきがあり、ケアマネ等に迷惑をかけてしまうことも少なくないこと。地域としては、病院・診療所・訪問看護・居宅サービス事業所等のネットワークが不十分であること、それ以前に訪問診療医や訪問看護師の数が絶対的に少ないという課題もあります。

このように、当院だけではなく地域としても、医療と福祉が円滑に連携を図っていく上で課題は山積みの状態です。私も一MSWとして、院内の退院支援のみに終始することなく、それら地域の課題を少しずつでも解決していけるよう、医療と地域のつなぎ役として活動していきたいと思っています。

会長の視点

栃木県の20年の社会福祉士会の 総括と今後の展望

社団法人 栃木県社会福祉士会会長 大友 崇義



■ 社会福祉士の時代が到来した

1987年の社会福祉士・介護福祉士法が成立してから25年が経過した。近年、社会福祉をめぐる変化には著しいものがある。21世紀になって、超少子高齢化の進展は、これまでの貧困を前提とした選別主義的な社会福祉から普遍主義的な社会福祉に変化した。

1986年に東京で国際社会福祉会議が開催され、日本には福祉専門職制度の未確立が国際的な問題となり、急遽、社会福祉士制度が確立した。1995年以降、介護ニーズ、虐待、自殺、孤独死、いじめ、DV等が急増し、個人への援助技術から社会全体を視野に入れた統合的な技術が求められる時代となった。

■ 栃木県社会福祉士会の20年の歴史を踏まえて

栃木県社会福祉士会が設立されてから、20年が経過する。社会福祉士は、全国で15万人、栃木県では1500人を超える。しかし、組織率はいずれも約30%未満で、社会福祉士の固有な職場が存在しない任用の実態と見合っている。その最大の元凶は1951年の社会福祉主事事制度である。新たな専門職を活かすも殺すも国・自治体の政策の責任だ。上述した福祉ニーズの増加は現代社会の崩壊現象を示している。折角、誕生させた専門職を何故、認知しないのか。本会は、2006年に社団法人化し、会員は540名、8つの委員会を組織し、県等の公的機関からの各種受託事業を受けて、予算総額も3000万円を超え、事務局体制が3人体制、5専門職団体（①介護福祉士会、②医療社会事業協会、③精神保健福祉士会、④ホームヘルパー協会、⑤ソーシャル

ワーカー協会）の事務も請負い、全国ではじめて「とちぎソーシャルケア従事者協議会」を設置し、本会の発展と社会福祉専門職全体の地位向上を目指し、どのような福祉ニーズも対応できるよう社会福祉士は覚悟すべきである。

■ 社会福祉士会員は何をなすべきか

2000年以降の福祉ニーズへの対応は、矛盾するようだが総合的な専門性がめられている。

この総合的な専門性を担保するために、2006年の社会福祉士養成カリキュラム改正と生涯をかけて取得する専門・上級社会福祉認定制度が車の両輪だ。これら専門性を認めるのは利用者、家族、地域、事業所、自治体、国等のステークホルダーである。かつて、グリーンウッド1957は専門職の属性として、①体系的な理論②専門職的権威③社会的承認④倫理綱領⑤専門職的副次文化（サブカルチャー）を掲げたが、③が最も重要である。この承認は、会の活動を通してのみ獲得される。事業所での活動や個人的活動では、永遠に承認されることはないことを会員は、肝に銘ずべきである。

■ 社会福祉士員1人、1人の意識改革を

2012年から日本社会福祉士会は、都道府県協会の連合体となった。通常の事業の責任はすべて都道府県協会が担うことになった。問われるべきは、会員の組織活動への参加である。社会福祉士の地位向上は、宝くじを買うように身銭を切って購入しなければ、果実は獲得できない。

福祉士 おもいのたけリレー

県内で活躍する社会福祉士が、実践への「おもいのたけ」を語っていくコーナーです。このコーナーは、リレー方式で次の社会福祉士につないで掲載していきます。
掲載内容：①氏名（ひらがな）、②所属、③趣味、④実践へのおもいのたけ

①大平賢一郎

（おおひらけんいちろう）

②特別養護老人ホーム

おたわら風花苑（かざはなえん）

③野球と写真撮影

④高齢者の分野で働いて5年目になり

ます。大切にしている聞く事について考えてみます。昔を生き抜いてきた利用者様



と話をしているのは苦勞されていた時でもその方にとって充実していた事については鮮明に覚えていて、楽しそうに話して下さる事です。これはその人の生活・時代を知るチャンスになり、会話が弾みます。他の介護技術も大切ですが1対1での会話を大切にできる職員でいつつ、後輩に伝えていきたいです。今回は、障害者相談支援センター桜花の佐藤敬子さんにリレーします。

授産製品・店舗紹介

このコーナーでは、障がいのある方々が作る、授産製品および販売店舗の紹介をしていきます。

●かぼちゃのプリン（やまゆり学園）

電話：0284-91-3022、FAX：0284-91-3489

やまゆり学園ではクッキー、梅干しなどオススメ商品がいくつかあるのですが、只今ご好評いただいているイチオシ商品が「かぼちゃのプリン」です。

かぼちゃの収穫時期にはやまゆり学園の畑で収穫したかぼちゃを使用し、その他の素材にもこだわったコクのある、なめらかな舌触りが特徴です。かぼちゃの味が濃厚で小さなお子様からご年配の方まで幅広い年代の方に愛されています。野菜が苦手な方にもオススメです。

※足利にお越しの際は、一度ご賞味くださいませ。

ホール：18cm 1,000円、ハーフサイズ 600円
(予約販売のみ)

カップ：180円

常時販売場所（カッププリンのみ）

JA足利直売所（あんあん弥生・八柵・葉鹿・百頭・
五十部）9：30～17：00無休
その他各イベント、やまゆり学
園にて販売中



●パン工房 夢（ゆめ）

電話：028-666-7601 FAX：028-666-7602

私達、ひびき「パン工房夢」では、他には無いオリジナル商品を作ろうと試行錯誤を繰り返し「こんにゃく米粉パン」を考案しました。特徴としては、地元旧上河内町の下小倉産米こしひかりを使用した米粉にこんにゃくを加え、米粉パンのくもちもち・しっとりへの食感を更にバージョンアップすることができました。また、ローカロリー・食物繊維などヘルシーさに加え、卵を使用していないので、アレルギーを持つ方にも安心して食べて頂けます。種類としては多数ありますが、一番人気の「豆乳クリームパン」、食べ応えのある「ソーセージパン」、セサミン豊富な「黒ごまあんぱ

ん」等がお勧めです。その他に、こんにゃく米粉パンで作ったラスクも好評でギフトとしてもよろこばれています。

常にお客様においしいパンをお届けできるよう、職員は商品の研究・開発・技術指導に利用者は技術の向上にと切磋琢磨し、パン作りに奮闘していきたいと思います。

販売場所

当施設（宇都宮市下小倉町1536番地）

毎週月曜日 宇都宮市役所

ショップU

地元直売所 フレンド6、梵

天の湯、スカイマー

ト、近隣企業、地元

小中学校、特別支援

学校等への出張販売



情報の広場

このコーナーは、福祉に関する情報を発信するコーナーです。今回は、昨年発足したピアクラブSANOについて、事務局長の廣田様に紹介していただきます。

ピアサポートセンター「ピアクラブSANO」

事務局長 廣田 真一

桜咲き始めるころ、ピアサポートセンター「ピアクラブSANO」は、平成24年4月2日（友引）に事務所開きを行いました。発端は仲間の一言から始まりました。「助けてもらっているだけでは、自分自身がパワーダウンしてしまう。」障害者自立支援法の施行に合わせ事業内容は目的別に体系化され支援者と支援される人との関係は強調される事となりました。確かに就職率は高まり、利用の工賃も増額したことも事実です。しかし失ってしまったものはないのでしょうか？

「ピアクラブSANO」は精神的に困難な体験を持つ当事者を中心に運営しています。

セルフヘルプミーティングや趣味のサークルを開催していたり、体験談の依頼があれば、体験談を持ったピアを派遣いたします。皆様お気軽にお立ち寄り下さい。ゆったりとした時間をいっしょに過ごしましょう。

あなたの、お電話・ご来所、心からお待ち致しております。

只今、不定期通信を不定期で発行しています。つきましては、皆様のご意見等をメールで募集中です。原稿もよし、箇条書きもよし、作品でもよし。実名・匿名・ペンネームなんでもOKです。お気軽にメールく

ださい。パソコンからメールを下された方には、不定期通信をメールでお届けします。楽しんで生きましょう。

あなたには仲間（ピア）がいます。

☆セルフヘルプグループ

1) フラットぴあ

毎月第1・第3水曜日 PM1：30より

ピアクラブSANOにて

2) フラットさの

毎月第1金曜日 PM7：30より

アークスフォースにて

・ここで話された事は絶対に他で話さない等、3つの約束のもと、毎回本音トークをしています。

連絡先

社会福祉法人ブローニュの森

ピアサポートセンター

ピアクラブSANO

〒327-0843

栃木県佐野市堀米町3923-15

TEL&FAX：0283-22-7741

E-mail:peeru.club.sano@gmail.com



共同事務所 6団体通信

ソーシャルケアサービス共同事務所に所属している各団体の活動を紹介する掲示板です。

栃木県医療社会事業協会、栃木県介護福祉士会、栃木県ホームヘルパー協議会、
栃木県精神保健福祉士会

栃木県医療社会事業協会

会 長 小嶋 章吾

第1に、栃木県医療社会事業協会設立50周年記念事業として、データベース『栃木県医療機関病診連携情報』を完成させました。CD-ROM化しておりますので、医療機関の利用援助にご活用いただけます。第2に、昨年度に引き続き、とちぎケアマネジャー協会とて合同研修会を実施し、「ケアマネジャーと医療機

関との連携について」話し合いました。第3に、関東各都県の医療ソーシャルワーカー協会の共催による震災シンポジウムへの参加や全国医療ソーシャルワーカー協会会長会への参加により交流を拓けました。

栃木県介護福祉士会

会 長 岩 原 真

栃木県介護福祉士会は、今年2月に20周年を迎えることが出来ました。多くの先輩のご努力と皆様方のご支援の賜物と感謝申し上げます。

厚生労働省の「今後の人材養成の在り方に関する検討会」の報告において提案された認定介護福祉士（仮称）制度の構築に向け、日本介護福祉士会は「中間報告」まとめました。

多様化・高度化する高齢者や障がい者の求める介護ニーズに対して、応えていくために、総合的でより高度な知識や技術を身につけ、チームケアの質を向上す

るリーダーのためのリーダーを養成し、認定して行くというものです。介護現場は複雑で多様化しています。

これまで、職能団体として担ってきた研修実践によって、介護福祉士としての専門性をより追求し、一定の成果を示してきたと思っておりますが、今後は、研修の中身をもう一度検証し、介護福祉士としての専門性をより高め追求する内容として行きたいと考えています。

栃木県ホームヘルパー協議会

会 長 仁平 明美

平成24年度は5月の「総会」と「介護基礎編」の研修をスタートに6月「介護応用編」8月危険防止と予測「生活動作の観察と記録」9月「個別援助計画」10月「コミュニケーション技術」「第二回観察と記録」11月はサ責のための研修として「苦情処理」を行って来た。さらに25年1月には「拘縮について、拘縮のある人について」と言う研修を予定している。また、未定ではあるが「ヘルパーの活動現状」についてのセミナーを3月に行わないかとの話も年末に来て、今年度の事業はまだまだ終わらない。

今年度は少々無計画に（会員から希望があれば研修会を实行するという臨機応変さで）研修会を実施して来た。少しでも多くの人に「協議会」の存在を知って貰いたい思いや、「現場の悩みに即した存在でありたい」と言う思いで予定は未定と言った動きを行って

来た。反省は色々あるが、変動期の現場の人を対象とする協議会の研修はこれも仕方ないと割り切ってみた。役割としての学びとしての手応えはまだまだと思っているが、仲間間の繋がりが少しずつ生まれつつあるとの実感はある。来年度はもう少し体系的な学習の場作りと、国の変化に即した研修会開催を引き続き手探りではあるが行って行きたい。

「会員が少ない」からこそ出来る、デメリットを生かした「即対応」の活動は事務局や関係者皆さまに迷惑をお掛けすることでもあるのですが、今、在宅介護の現場は「変動期」と捉え「会」も柔軟に会員や県下のヘルパーの問題に取り組んでいきたいと思っています。今後も会の活動へのご理解とご協力（会への参加や指導助言を含め）をお願いして活動報告とします。

栃木県精神保健福祉士会

会 長 高井 正己

精神保健福祉士は、社会福祉学や生態学を基礎とした、ソーシャルワークの実践や個人の自己決定に基づく生活支援を目的に活動を行っています。当会では、職能団体として上記内容のことは勿論、資格の専門性や価値を明確にしていくとともに、精神保健福祉士の理念に基づく責務として以下の事業を展開しています。

- ① 精神医学ソーシャルワークを実践する専門職能団体として、会員相互の研鑽により資質の向上を図ること。（研修委員会）
- ② 当事者等の権利擁護を中心に、専門職としての倫理の確認と点検方法を確立すること。（学術委員会）

- ③ 精神に関する誤解を解くために、各種関係団体等との協力体制を図り社会活動を進めていくこと。

県内においては、各職能団体と連携・協働し、当事者の自己実現に向けた支援体制づくりを目指していきたいと考えています。また、当事者にとって生活しやすい環境と心の豊かさを持つことができるよう地域生活に貢献していきたいと考えております。

今後とも、どうぞ宜しくお願い致します。

栃木県社会福祉士会のブロック会・委員会・PT（プロジェクトチーム）の活動を紹介する掲示板です。

福祉士会通信

* 社会福祉士の皆さま、日頃の実践の質を高めるため、福祉士同士の輪をつくるため、是非会活動に参加しましょう。福祉士以外の方におかれましては、ブロック会等で研修会等を企画しております。是非ご参加ください。お問い合わせは、栃木県社会福祉士会までお願いします。

県北ブロック、県南ブロック、広報委員会、社会福祉評価委員会、生活保護自立支援委員会、研修委員会、地域包括支援委員会、権利擁護センターぱあととなあとちぎ、スクールソーシャルワーク研究会PT（プロジェクトチーム）、高齢者虐待PT、苦情対応PT

県北ブロック

大平賢一郎

みなさんこんにちは。わが県北ブロックでは毎年恒例となっております事例検討会&バーベキューを9月8日（土）に開催しました。今回のテーマは『成年後見と権利擁護』ということで、板室地域包括支援センターの月井氏に成年後見の実際を事例形式で発表していただきました。現場での事例はとても臨場感があり、参加者の皆さんからさまざまな意見をいただき、大いに盛り上がりました。その後のバーベキューではおいしいお酒を飲みながら、楽しいひとときを過ごしました。



が知りたい情報や知識、悩んでいる課題など参加者からの要望によりテーマを決めてきました。3月には精神分野での就労支援の現状を実践されている方からの講話を予定しています。引き続き栃木、小山、下野周辺でのブロック会の機会を持ちたいと思いますので、ご希望の方は事務局までご連絡をお願い致します。

広報委員会

長 秀紀

今回の会報39号はいかがでしたでしょうか。当委員会は会報とホームページを通して、会員の組織化と有意義な福祉情報を発信することを目的に活動しています。2ヵ月～3ヵ月に1回委員会を開き、会報内容やホームページ内容の検討を行っています。広報活動に関心にある方随時募集しております。

社会福祉評価委員会

小野二千光

社会福祉評価委員会は県内の福祉関係事業者を対象に、利用者に対するサービスの質の向上や情報の提供等の支援を目的として活動しています。私たちは他の施設の特徴や改善点に接することで、社会福祉士としての専門性が更に向上できるチャンスが与えられてい

県南ブロック

藤見 雅嗣

県南ブロックでは1月17日に足利のファミレスで新年会を行いました。今年度は事例検討を続けて各会員

ると感じています。

6月～12月は、地域密着型サービス事業所の外部評価及び保育所関係の第3者評価を実施し、公表に向け活動してきました。1～3月は外部評価が集中しますが、新しい仲間を加え計画に沿って実施していきます。

新年度は養成研修の修了者3名の新戦力及びスキルアップ継続研修を経たメンバーによる陣容で活動の充実を図ってゆきます。4月よりは25年度の計画実行に向けて、受任のための活動及び評価実施計画策定の予定です。

生活保護自立支援専門委員会

太田 芳一

平成24年度の生活保護受給者に対する自立支援業務は、自立支援専門員の9人体制で実施してきましたが、困難事例が多くて即成果が表れにくい中を、各自立支援専門員は根気よくかつ献身的に関わり、事業の進捗率は約4分の3です。今年度の残された機関をより良い支援ができるよう各自立支援専門員が力を合わせて頑張っていきたいと考えています。

研修委員会

松永千恵子

皆さん、ご存知でしょうか。今年から新しい生涯研修制度が始まり、同時に認定社会福祉士の研修も開始されました。新しい生涯研修制度では、基礎研修が基礎研修Ⅰ（1年目）、基礎研修Ⅱ（2年目）、基礎研修Ⅲ（3年目）となっています。研修委員会では、早速、基礎研修Ⅰの集合研修1日目を8月に実施し、29名の方にご参加いただきました。基礎研修Ⅱの集合研修は平成25年2月の予定です。この他に6月には高齢者の事例検討会を開催し、セルフネグレクトの事例の課題解決をエコマップにより参加者同士で議論しました。今後は平成25年1月20日（日）に『もう一度学ぶ、生活保護』、3月17日（日）には『障害者関係の法改正と障害者の支援』の研修を予定しています。福祉の法制度は変化が著しいため、勉強の必要性を感じている会員も多いと思います。是非、研修会にご参加ください。

地域包括支援委員会

立川 正史

地域包括支援センターに勤務する社会福祉士を構成員とした「栃木県地域包括支援センター社会福祉士連絡協議会」を立ち上げました。今後、この協議会を中心に、現場の職員さんたちへの包括的な支援策を検討し、実施していきたいと考えています。会員さんの中からも協議会の委員として声を掛けさせていただくこともあるかもしれません。その際はご協力のほどよろしくお願いいたします。

権利擁護センターぱあとなあとちぎ

原田 欣宏

【成年後見人養成講座18名終了】単年度で最多の修

了者でした。名簿登録が済みますといよいよ実践になります。今後の活躍にご期待ください。

【受任件数53件】8月31日現在、【法定後見】後見40件、保佐7件、補助4件、監督人・任意後見各1件です。隣県と比較すると非常に少ない状況が続いています。

【フォローアップ研修会の開催】奇数月に開催しています。関心のある方は是非参加ください。日程、内容はホームページを参照ください。（会員無料：要事前申込）

スクールソーシャルワーク研究会プロジェクトチーム

加來 裕康

SSW研修会等開催。①7/15研修会「地域における子ども支援のネットワーク形成に向けて～教育とSSWの交差点を通して～」一般参加者48名。②9/16研修会「東日本大震災後のSSWの実践から」参加者22名。③10/14事例研究会の参加者13名。④11/11研修会「SSWの展望～子どもの権利を守るために～」参加者32名。好評開催に感謝です。

1月20日（日）13：30～16：00 福祉プラザ404号「SSWの事例研究会」開催予定。

高齢者虐待対応プロジェクトチーム

原田 欣宏

【研修を実施しました】12月3・4・12日に三回目となります「高齢者虐待対応現認者標準研修」を実施しました。参加者は16名でした。新たに講師を養成して質の向上を図ることができました。次年度からはさらに行政担当者も多く受講していただけるように、新たな研修体系を検討していきたいと思います。

苦情対応プロジェクトチーム

原田 欣宏

栃木県運営適正化委員会主催研修「利用者家族との関係性とリスクマネジメント～高齢者福祉施設の事例から～」(2月6日午後実施)の企画と講師を行うために立ち上げました。現在4名でその準備を行っています。これを機に施設の相談業務を行っている人に向けた取り組みを会で展開できればと思っています。

編集後記

強い寒気の影響により、一日を通して冷え込む日々ですが、体調に気をつけて今年も良い年にしましょう。

(原)